

令和2年7月28日

各府県薬剤師会会長 様  
各府県病院薬剤師会会長 様  
2020年度実務実習受入施設 様  
一般社団法人 薬学教育協議会  
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構委員 様

一般社団法人 薬学教育協議会  
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構  
委員長 濱口常男

## 第2期以降の実務実習における短期間の実習中断の対応について（お願い）

近畿地区では日々、多数の新型コロナウイルス感染症者が確認されている状況であり、一部の  
実務実習受入施設においては、医療従事者の感染が確認されて診療制限などの対応がなされ、併  
せて薬学生の実務実習の一時的な中断などが起こっております。今後、新型コロナウイルス感染  
の状況が悪化した場合、個々の実務実習受入施設における一時的な実習中断の事案が増加するお  
それがあります。さらに、国による緊急事態宣言の再発令、又は府県の首長による地域ごとの外  
出の制限や自粛の要請の発令により地域ごとの一時的な実務実習の中断のお願いを本近畿地区調  
整機構から発出する可能性もあります。

そこで、本近畿地区調整機構として新型コロナウイルス感染症に関係する第2期以降の実務実  
習における短期間（概ね1か月程度）の実習中断の対応の方針を纏めさせていただきました。

つきましては、大学様、実務実習受入施設様、各府県薬剤師会様および各府県病院薬剤師会様  
におかれましては、ご理解とご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、各府県薬剤師会様および各府県病院薬剤師会様におかれましては、各々の薬剤師会様お  
よび病院薬剤師会様にご所属されています実務実習受入施設様へご周知下さいますよう、何卒よ  
ろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 病院実習（第2期～第4期）における短期間の実習中断の対応について

◎ 第2期～第4期の病院実習において、医療現場での実習（以下、対面実習という。）が  
中断された場合、自宅での「遠隔学習」を実施する。

- ・遠隔学習については、大学と実習受入施設が協議し、対面実習を中断した実習生に  
対して、実習受入施設の指導薬剤師による経験から得られた症例等の課題を出すなど  
実習の補完としての遠隔学習（自宅学習）を実施する。課題とその成果物は、実務実  
習管理・指導システム（以下、WEBシステムという。）へ提出する、あるいはメール  
送信等により指導薬剤師と共有することが望ましい。また、指導薬剤師による実習生  
への指導、およびWEBシステム、メール、音声通信やビデオ通信などで連絡を取るこ  
とで、実務実習は継続中とみなす。

- ・病院実習の中断の解除後、対面実習を再開する。
- ・これらの判断は、実習受入施設と大学との十分な協議に基づき行う。

## 2. 薬局実習における短期間の実習中断の対応について

- ◎ 薬局実習において、実習の中断が起こった場合は可能な限り補充を行い、11週間の対面実習を目標とする。しかしながら、補充期間を確保できない場合には、自宅での「遠隔学習」を実施する。
- ・遠隔学習については、大学と実習受入施設が協議し、対面実習を中断した実習生に対して、実習受入施設の指導薬剤師による経験から得られた症例等の課題を出すなど実習の補完としての遠隔学習（自宅学習）を実施する。課題とその成果物は、WEBシステムへ提出する、あるいはメール送信等により指導薬剤師と共有することが望ましい。また、指導薬剤師による実習生への指導、およびWEBシステム、メール、音声通信やビデオ通信などで連絡を取ることで、実務実習は継続中とみなす。
- ・薬局実習の中断の解除後、対面実習を再開する。
- ・これらの判断は、実習受入施設と大学との十分な協議に基づき行う。

### (1) 第2期薬局実習（7月1日～9月15日）

- ・薬局実習の中断が起こった場合には、以下の補講期間を利用して補充することが望まれる。  
補講期間：第2期と第3期の間および第3期終了後の期間（12/16～2/15）
- ・薬局実習の中断が1か月以上にわたると見込まれる場合は、本近畿地区調整機構で追加の対応が協議される。

### (2) 第3期薬局実習（9月30日～12月15日）

- ・薬局実習の中断が起こった場合、長期の補講期間を確保することが困難であることから、自宅での「遠隔学習」を開始する。
- ・実習の進捗状況に応じて、可能であれば補講を設ける。  
補講期間：第3期と第4期の間（12/16～12/28）および第4期終了後の期間（3/22～3/31又は3/29～3/31）

## 3. 第2期以降の実務実習における長期間の実習中断の対応について

- ◎ 実務実習において、長期間の実習中断が起こった場合の対応は本近畿地区調整機構運営委員会を中心に協議して決定する。

以上